

## 第17回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年11月29日(月)午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 ホテル白鳥 3階 鳳凰の間

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第100号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第101号 農地法第5条による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第103号 非農地確認について

議 第104号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 30号 事務局長専決処分 of 報告

### 4 出席委員(16名) 欠席委員(1名) 遅刻委員(2名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (欠)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (遅)
13番 吉岡 雅裕 (出)	14番 松本 喜次 (遅)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主任主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係主任	佐藤 努		

## 6 会議内容

議 長  
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第17回松江市農業委員会総会を開会します。最初に出席委員数を確認します。本日の欠席届は8番委員から提出されています。また、12番委員と14番委員からは、遅刻するとの連絡が入っています。委員定数19名のうち、現在16名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。15番委員、16番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第99号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

(14番委員 入室)

事 務 局

それでは議第99号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は7件11筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに35番の案件についてご説明いたします。申請は、岡本町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて36番の案件についてご説明いたします。申請は、東持田町の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人から要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されています。取得後は、そばを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて37番の案件についてご説明いたします。申請は、福原町の現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、バックホー等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて38番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀本郷の田1筆、現況畑の田1筆、畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて39番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町揖屋の田1筆と現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遠方在住につき、管理ができないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、ショベルカー等の農業用機械を所有されています。

事 務 局	取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 続いて40番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町玉造の現況畑の田2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めることに加え、農地の荒廃化を予防したいためです。受け人の世帯は、トラクター、運搬車、軽トラック、草刈機、管理機、樹木粉碎機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、本案件の譲受人は、農地所有適格法人以外の法人ですが、農地法施行規則第16条第1項の不許可の例外となる「社会福祉法人その他の営利を目的としない法人」に該当しています。また、「農地法施行令第2条第1項ハ」の不許可の例外要件である「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するため、本案件が不許可の例外となる案件であることを補足いたします。 最後に41番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町玉造の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めることに加え、農地の荒廃化を予防したいためです。受け人の世帯は、トラクター、運搬車、軽トラック、草刈機、管理機、樹木粉碎機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、本案件の譲受人は、農地所有適格法人以外の法人ですが、農地法施行規則第16条第1項の不許可の例外となる「社会福祉法人その他の営利を目的としない法人」に該当しています。また、「農地法施行令第2条第1項ハ」の不許可の例外要件である「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するため、本案件が不許可の例外となる案件であることを補足いたします。 以上、上程しました案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 5 番 委 員	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。なお、36番の案件については、現地調査班及び担当地区委員である2番委員から報告を補足いたします。
2 番 委 員	36番の案件につきましては、11月15日の現地調査時点の現況では、そばの栽培に適した状況であるとは判断しかねる状況でしたが、その後、本日までのところで土壌改良工事が完了し、許可相当であると判断できる状況に改善されていることを確認しています。
議 長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第99号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第99号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第100号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議第100号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。

はじめに14番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の4筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は666.00㎡、所要面積は隣接する宅地と併せて1,089.00㎡です。事業計画ですが、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて4条の15番について説明いたします。転用事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地の移転です。転用面積は167.00㎡の内11.52㎡、所要面積も同じく11.52㎡です。事業計画ですが、墓地を移転するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 5 番 委 員 いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

議 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 4 番 委 員 15番の案件は、墓地の移転案件で面積が10㎡を超える転用となるが、許可するにあたって問題はないか。

事 務 局 当該案件は、進入路等も含めると10㎡を超えますが、墓地部分のみの面積は10㎡を下回っているため、不許可の要件には該当いたしません。

1 4 番 委 員 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第100号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第100号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第100号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第101号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、番号3番は、議第102号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号62番と関連する案件です。よって、議第102号の番号62番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 ご異議なしということですので、番号3番と議第102号の番号62番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

議 事 局 (12番委員 入室)  
 議第101号、農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてと、議第102号、農地法第5条許可申請の番号62番についてご説明いたします。議案の7ページ、9ページと併せて農地法第4条、第5条説明資料の5条の62番のページをご覧ください。  
 はじめに事業計画変更3番についてご説明いたします。本案件は、5条許可を得て所有権移転まで完了していましたが、当初の計画を断念されたことにより、転用目的が未達成で現在に至っております。今般、事業承継者がこの土地を購入して駐車場にしたいとのことで、事業計画変更が提出されたものです。  
 次に5条62番についてご説明いたします。議案の9ページをご覧ください。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、下東川津町の、先ほどの事業計画変更申請があった3筆と、それに隣接する1筆を加えた4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は661.00㎡、所要面積も同様の661.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。  
 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 15番委員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。  
 いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

議 長 それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 ないようでございますので、採決いたします。議第101号と、議第102号の番号62番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第101号は、原案のとおり承認することとし、議第102号の番号62番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 ご異議なしということですので、議第101号は原案のとおり承認することに、議第102号の番号62番は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第102号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号62番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

議 事 局 それでは議第102号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案と併せて、農地法第5条の説明資料をご覧ください。  
 はじめに5条の63番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐

車場及び庭です。転用面積は 37.00 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 37.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、追認案件であるため、始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 6 4 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀宮内の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示済みです。転用目的は、共同住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 783.00 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 783.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して共同住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条の 6 5 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示済みです。転用目的は建売住宅です。許可該当条項は、則 3 3 条 4 号の集落接続に該当するものです。転用面積は 1,134.00 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 1,134.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を建売分譲地として整備・販売するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条の 6 6 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の 3 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域のため第 3 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は共同住宅です。転用面積は 856.00 m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する雑種地を含めた 1,005.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、アパート 2 棟、駐車場、附属設備として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 6 7 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 355.00 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 355.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 6 8 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の 1 筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 B 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工事用通路です。転用面積は 1,175.00 m<sup>2</sup>の内 136.12 m<sup>2</sup>で、所要面積も同様の 136.12 m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を側溝新設工事に伴う工事用通路として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条の 6 9 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の 4 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地

事務局 区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は真砂土採取事業です。転用面積は 2,871.00 m<sup>2</sup>、所要面積は採石場全体の 74,144.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、追認案件であるため、始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、所要資金額は全て一時転用期間満了時の農地復元のための費用です。

つづいて5条の70番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域です。転用目的は工事現場事務所、駐車場です。転用面積は 1,911.00 m<sup>2</sup>の内 500.00 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 500.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の移転です。事業計画ですが、●●●●工事の為、現場事務所として使用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条の71番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、10ha 以上の連坦があるため第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外内示済みです。転用目的は太陽光発電設備の進入路です。許可該当条項は則36条で、農地転用面積が申請に係る総事業面積の3分の1以下に該当するものです。転用面積は 1,954.00 m<sup>2</sup>の内 184.62 m<sup>2</sup>、所要面積は隣接の太陽光発電設備設置部分を含む 4,946.62 m<sup>2</sup>です。権利の種類は地役権の設定です。事業計画ですが、隣接地に太陽光発電設備を設置するため、事業者のメンテナンス通路として地上権を設定して通行させるものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 15番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議長 15番委員 いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

議長 議長 それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 議長 (なしの声)

議長 議長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第102号の番号62番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号64番、65番、71番以外について採決いたします。議第102号の番号62番を除いた案件のうち、番号64番、65番、71番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議長 議長 (異議なしの声)

議長 議長 ご異議なしということですので、議第102号の番号62番を除いた案件のうち、番号64番、65番、71番以外は原案のとおり許可することに決めます。

議長 議長 次に、議第102号の番号62番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号64番、65番、71番について採決いたします。

議長 議長 議第102号の番号62番を除いた案件のうち、番号64番、65番、71番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

議長 議長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第102号の番号62番を除いた案件のうち、番号64番、65番、71番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第103号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議第103号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件2筆です。

それでは21番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町揖屋の都市計画区域外、農用地区域外の田2筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道五反田線と市道勝負谷線の交点の西側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、11月18日に東出雲地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第103号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第103号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第104号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議第104号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のうち、農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明をいたします。所1は、朝酌地区、田1筆の売買による所有権移転です。譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、贈与となります。

つづいて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1、2は忌部地区の新規案件です。利3は大庭地区の更新案件です。利4～6は干拓の意宇町と錦浜の案件で、このうち利5、6は新規案件です。利7～15は東出雲地区の更新案件です。利16は八雲地区の新規案件です。利17～23は宍道地区の案件で、このうち利19が新規案件です。

つづいて、農用地利用集積計画の利用権の移転についてご説明いたします。移1～5全て同様の案件で、竹矢地区、東出雲地区において過去設定された利用権を、内容を変えず、借手を変更するものです。合計9筆、13,774.00㎡で地目は田が7筆で水稻の作付、畑が2筆で野菜の作付となっております。なお、新しい借り手は、旧借り手が先日設立した法人です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田220.00㎡、相対契約の地目別面積は、田40,877.00㎡、畑23,737.00㎡、合計面積64,614.00㎡となります。

事務局 つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1、2は大野地区、新規案件です。転3～9は古江地区、転3～7は新規案件で、転8と9は更新案件です。転10は鹿島地区、新規案件です。転11、12は東出雲地区、新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田37,990.00㎡、畑2,015.00㎡、合計面積40,005.00㎡となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第104号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第104号は、原案のとおり決定することに決します。

事務局 次に、報告に入ります。報告第30号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

議長 (報告)

事務局 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

事務局 以上で議事を終了しましたので、第17回松江市農業委員会総会を閉会いたします。